

議案第1号

市川市地域防災計画の修正について

令和6年12月24日
危機管理室 危機管理課

1

市川市地域防災計画について

市川市地域防災計画

災害対策基本法42条の規定に基づき
市川市防災会議が作成する計画

震災編 風水害等編 大規模事故編

市民の生命、身体および財産を守るため、

「平常時の減災対策を定める予防計画」

「被害を最小限に留めるための円滑な流れを示した応急対策計画」

等を定めている。

2

修正の目的

背景

新たな
地震被害想定

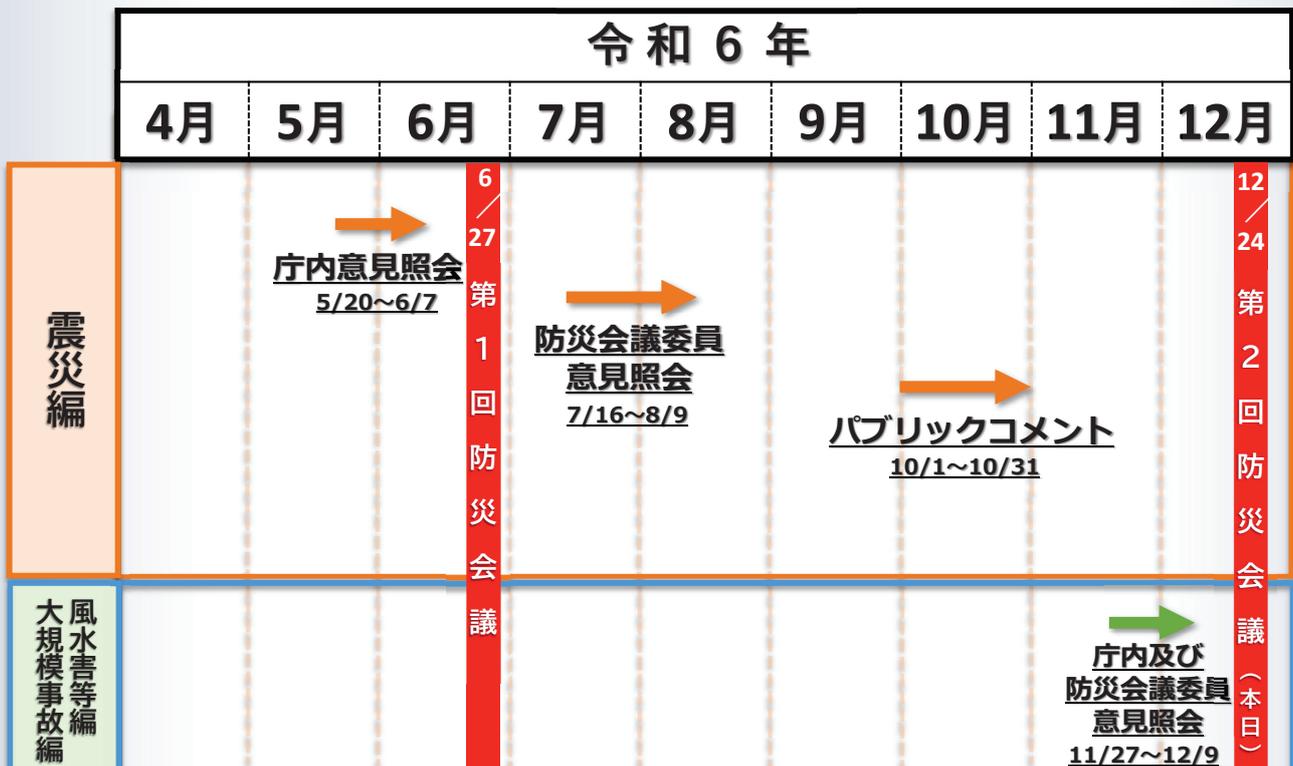
能登半島地震等
近年の災害教訓

国・県の
防災計画の
見直し

より効果的な災害対応や市民生活の安心安全に
繋げていけるよう防災対策の推進を図るため、
市川市地域防災計画の修正を行う。

3

今年度の修正スケジュール



4

1. 市川市地域防災計画

震災編

5

震災編の主な修正点

震災編

(1) 新たな被害想定の見直しに伴う修正

- 新たな被害想定的位置づけ(P17~23)
- 耐震化・液状化対策の推進(P29、31)
- 出火延焼防止対策の推進(P31~32)
- 避難者対策の強化(P37、48、49、121)
- 災害に強い市民の育成・強化(P60、62)

(2) 能登半島地震等の災害教訓を踏まえた修正

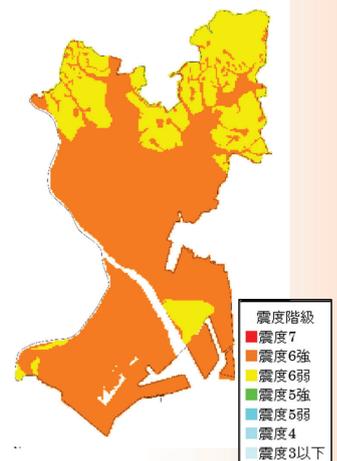
- 災害用トイレの確保・管理(P57)
- 応急対策職員派遣制度の活用(P40、82)
- 被災者支援の強化(P51、59、119)

(3) 国や県の動向や社会情勢の変化を踏まえた修正

- 参集基準の見直し(P78)
- 災害対策のDX化推進(P39、42)
- 応援受援体制の強化(P41、127)

(4) 計画の実効性を高めるための修正

- 担当部署の明確化(P26~63)
- 応急対策用地の確保(P37)
- 代替施設の確保(P69)



6

防災会議委員意見照会

震災編

概要

- 実施期間
⇒令和6年7月16日～8月9日
- 対象
⇒庁内を除く全防災会議委員(38委員)

結果

- 意見提出
⇒3委員 33件
- 計画への反映
⇒33件のうち23件を修正

主な意見と対応

【広域避難、広域一時滞在】(P115) ※意見を踏まえて修正

- 市町村域を超える広域避難が必要な場合の支援要請や受入れについて記載してはどうか。
⇒**広域避難や広域一時滞在が必要な場合において、他市町村へ協議できる旨の記載を追加**

【救援物資の供給】(P127) ※意見を踏まえて修正

- 「小学校区防災拠点、他の小学校区防災拠点とリストを交換し、相互に必要な物資を融通するように努める」とあるが、リストを交換する余裕はほとんどないと思われる。
⇒「小学校区防災拠点は、**災害班を通して物資の過不足に関する情報を共有し、相互に必要な物資を融通するように努める。**」と変更

【被災地の清掃】(P131) ※意見を踏まえて修正

- 「本市で災害廃棄物の処理を行うことが困難な場合、地方自治法に基づき、県に災害廃棄物処理事務を委託することができる。」と追記されたい。
⇒**災害廃棄物の処理が困難な場合には県に処理事務を委託することができる。また、廃棄物処理特例地域として指定された場合には、処理の代行を国に要請することができる旨の記載を追加。**

パブリックコメント①

震災編

概要

- 実施期間⇒令和6年10月1日～10月31日
- 対象
・本市に在住、勤務し又は通学する人
・本市に事務所、事業所を有する個人、法人又は団体
・政策等に利害関係を有する人、及び本市に関心をもつ人

結果

- 意見提出 ⇒3人 6件
- 意見への対応 ⇒意見を踏まえて修正するもの 1件
今後の参考とするもの 3件
すでに盛り込み済みのもの 2件

主な意見と対応

【要配慮者対策の実施】(P120、122) ※意見を踏まえ修正

- 本文中の「語学ボランティア」「通訳」を「外国人対応サポーター」に変更してほしい。
⇒該当箇所を「**外国人対応サポーター**」に変更

【防災公園について】※今後の参考とする

- 市の北部にも防災公園を造ってほしい。
⇒本市の北部にはオープンスペースが多く、広域避難場所もあることから、現時点では北部地域での防災公園の整備は考えていないが、今後の施策の参考とする。

主な意見と対応

【行徳本部の人員について】※既に盛り込み済み

○液状化被害が想定される行徳地区では、行徳本部の人手が足りず対応が遅れるのではと危機感がある。本庁から人員を増派する必要もあるのではないか。
⇒職員配置等の調整については、各対応本部から人員派遣の要請等があった場合は、被災生活支援本部が職員配置の調整を行う旨を80ページに記載している。

【浦安市からの帰宅困難者について】※既に盛り込み済み

○浦安市にはテーマパークがあり、その来場者が災害によって帰宅困難者なった場合、本市に大勢流入してこないか心配である。浦安市と帰宅困難者について協議する必要があるのではないか。
⇒地域防災計画の中で、帰宅困難者対策について記載(P54、124)があるが、引き続き県や近隣市、関係機関と連携して対策の強化に努めていく。

【災害時の議会開催場所について】※今後の参考とする

○災害対策本部としての第1庁舎が使用不能になった場合、議会本会議室も同時に使用不能になると考えられるが、その場合に仮設本会議室をどこに設置するか検討してはどうか。
⇒第1庁舎が使用不能になった場合の、議会を含めた全部署の代替施設を検討する。

【災害時のSNS利用について】※今後の参考とする

○市からの情報発信ツールにX(旧ツイッター)が含まれているが、昨今の災害では偽情報や誤情報の流布等が問題視された。市としてSNSとどう向き合うか明確にする必要があると思う。
⇒市公式SNS運用ガイドラインを定めており、その中で発信内容などについて明記している。偽・誤情報等による混乱を招くことがないよう、正確かつ迅速な情報発信に努めていく。

9

2. 市川市地域防災計画

風水害等編

大規模事故編

(1) 震災編に準じた修正

① 震災編の被害想定見直しに伴う修正

- 避難者対策の強化 (P52~54、131~132、135~137、166)
- 災害に強い市民の育成・強化 (P65、67)

② 能登半島地震等の災害教訓を踏まえた修正

- 災害用トイレの確保・管理 (P62、148)
- 応急対策職員派遣制度の活用 (P46、92)
- 被災者支援の強化 (P64、135)

③ 国や県の動向や社会情勢の変化を踏まえた修正

- 災害対策のDX化推進 (P45、48)
- 応援受援体制の強化 (P92、143)

④ 計画の実効性を高めるための修正

- 担当部署の明確化 (P31~69)
- 応急対策用地の確保 (P43)
- 代替施設の確保 (P78)

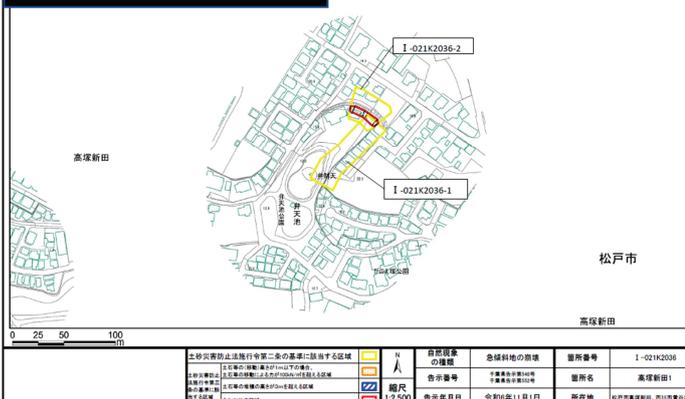
(2) 土砂災害警戒区域の新規指定

- 土砂災害警戒区域が令和6年11月1日に33箇所新たに指定されたため75箇所から**108箇所**に修正 (P38)

(3) 水防訓練の実施

- 毎年出水期前に、河川管理者及び下水道管理者の協力のもと、水防関係機関との水防訓練(情報伝達等)を実施し、水防技術の向上を図る (P69)

土砂災害警戒区域



水防訓練



(4) 水防活動の実施

- 各災害班の役割として現地対応（土のう配布・排水作業）の記載を追記（P85）
- 樋門・ゲートに関して、適切に操作を行い、放流先（河川等）からの**逆流による浸水被害**を防止する（P112）



(5) 水害廃棄物の収集・処理

- 水害廃棄物**の収集処理について市川市災害廃棄物処理計画にあわせて用語を統一（P149、150）
 - ・集積場所、一時集積所
 - ⇒ **仮置場、一次仮置場**
 - ・最終処理計画
 - ⇒ **災害廃棄物処理実行計画**



第8節 放射性物質事故災害対策計画

県が市に対し退避・避難を要請する指標の修正

- 県は、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針「OILと防護措置について」に該当すると認められる場合は、国の指示に基づき、市町村に対し退避・避難を要請することから、千葉県地域防災計画に準じて修正を行うもの（P44～45）

指標の概要

- 原子力災害対策指針「OILと防護措置について」
※OIL:Operational Intervention Level（運用上の介入レベル）

【OILと防護措置】とは

OILと防護措置とは、原子力施設において異常事象が発生した際、緊急事態応急対策拠点施設の放射線量率等のモニタリング測定結果に基づき住民等の防護措置を実施する判断基準をいう。

OILに基づき、国及び地方公共団体等は住民の避難や屋内退避等の被ばく防護措置を実行する。

原子力災害対策指針「OILと防護措置について」

項目	基本の概念	放射線量率	防護措置の概要
放射線量率の指標	OIL1 物産からの放射線、再汚染した放射線等の吸入、不特定多数の人による被ばくを防止する目的で、住民等に対する放射線量率の基準を設定するための指標	500μSv/h (地上1mで計測した場所の空間放射線量率) ※1時間平均値	放射線量率に到達し、防護措置を実施し、放射線量率を低下させることにより、住民等に対する放射線量率の削減を図る。
	OIL4 不特定多数の人から放射線量率の指標を設定するための指標	約 40,000cpm/30秒 (200μSv/h) (200μSv/h) ※1時間平均値	放射線量率に到達し、防護措置を実施し、放射線量率を低下させることにより、住民等に対する放射線量率の削減を図る。
放射線量率の指標	OIL2 物産からの放射線、再汚染した放射線等の吸入、不特定多数の人による被ばくを防止する目的で、住民等に対する放射線量率の基準を設定するための指標	200μSv/h (地上1mで計測した場所の空間放射線量率) ※1時間平均値	放射線量率に到達し、防護措置を実施し、放射線量率を低下させることにより、住民等に対する放射線量率の削減を図る。
	放射線量率の指標	0.5μSv/h/30秒 (地上1mで計測した場所の空間放射線量率) ※1時間平均値	放射線量率に到達し、防護措置を実施し、放射線量率を低下させることにより、住民等に対する放射線量率の削減を図る。
放射線量率の指標	OIL6 放射線量率の指標を設定するための指標	0.04μSv/h 0.04μSv/h 0.04μSv/h 0.04μSv/h 0.04μSv/h	放射線量率に到達し、防護措置を実施し、放射線量率を低下させることにより、住民等に対する放射線量率の削減を図る。
	放射線量率の指標	0.04μSv/h	放射線量率に到達し、防護措置を実施し、放射線量率を低下させることにより、住民等に対する放射線量率の削減を図る。

概要

- 実施期間
⇒令和6年11月27日～12月9日
- 対象
⇒庁内を除く全防災会議委員(38委員)

結果

- 意見提出
⇒5委員 22件
- 計画への反映
⇒22件のうち7件を修正

主な意見と対応

【防災体制における基本的な用語】(風P2)※意見を踏まえ修正

- 「自主避難所」について用語ページに解説を記載されたい。
⇒該当ページに自主避難所に関する解説を記載。

【災害対策本部の設置基準】(風P78)※意見を踏まえ修正

- 暴風雨警報・注意報などは用語として正しくないため、修正されたい。
⇒「気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づく、
大雨・洪水・高潮・暴風に係る警報又は～」と記載。

【NPO・ボランティアの受入れ】(風P92)※意見を踏まえ修正

- ボランティアの派遣・活動調整は、市内ボランティア団体の判断によって～(略)を
「社会福祉協議会の判断によって」と変更してはどうか。
⇒「市内ボランティア団体の判断によって」の文言自体を削除。

【応急危険度判定業務について】(風P2、32、73、83、133ほか 大P9)

- 応急危険度判定業務は、地震災害を対象としたものなので、削除されたい。
⇒該当ページの応急危険度判定に係る記載を削除。(庁内意見照会より)